

## 山口市居宅介護サービス費等の額の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第50条及び第60条の規定に基づく居宅介護サービス費等の額の特例及び介護予防サービス費等の額の特例(以下「利用者負担額の減免」という。)について定めるものとする。

(利用者負担額の減免の対象)

第2条 利用者負担額の減免の対象者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。)第83条第1項及び第97条第1項に定める事由(以下「減免すべき事由」という。)があることにより、法第50条第1項各号及び法第60条第1項各号に規定する介護サービス等(以下「介護サービス等」という。)に必要な費用を負担することが困難であると市長が認めた者とする。

(減免の基準)

第3条 規則第83条第1項第1号又は第97条第1項第1号の規定に該当することにより、要介護被保険者若しくは居宅要支援被保険者又はそれらの者の属する世帯の生計を主として維持する者が所有する住宅、家財又はその他の財産の価格の100分の30以上の損害(保険金、損害賠償金等により補てんされるべきものを除く。)を受け、かつ、当該世帯の前年中の地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。)の合算額(以下「世帯の合計所得金額の合算額」という。)が1,000万円以下で、居宅サービス費等の納付が困難と認められる場合、利用者負担額の減免期間の保険給付又は事業支給は、別表第1のとおりの特例割合とする。

2 規則第83条第1項第2号から第4号まで又は第97条第1項第2号から第4号までのいずれかの規定に該当することにより、当該規定に該当した日の属する年の世帯の合計所得金額の合算額の見込みが前年中の当該世帯の合計所得金額の合算額の100分の50以下に減少し、かつ、前年中の当該世帯の合計所得金額の合算額が400万円以下で、居宅サービス費等の納付が困難と認められる場合、利用者負担

額の減免期間の保険給付又は事業支給は、別表第2のとおりの特例割合とする。

- 3 2以上の減免すべき事由に該当するときは、その特例割合の大きいものを適用する。

(減免の適用期間)

第4条 利用者負担額の減免の期間は、申請日の属する月の初日から起算して6ヶ月を限度とし、当該期間が翌年度に及ぶことも差し支えないものとする。

(減免の申請)

第5条 利用者負担額の減免を受けようとする者は、介護保険利用者負担額減免申請書に減免すべき事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(減免の認定)

第6条 市長は、減免の可否を決定し、申請者に介護保険利用者負担額減免決定通知書により申請者に通知しなければならない。

- 2 市長は、前項により減免を承認したときは介護保険利用者負担額減免認定証(以下「認定証」という。)を交付しなければならない。

(利用手続及び利用者負担額)

第7条 利用者負担額の減免は、減免の決定を受けた者が介護サービス提供事業者又は介護保険施設等に対し、介護サービス等を受ける際に認定証を提示して行うものとする。

- 2 利用者負担額の減免を行った場合の介護サービス等の利用者の負担額は、介護サービス等の提供に要した費用に認定証に記載された給付率又は支給率を乗じて得た額を控除して得た額とする。

(減免の取消)

第8条 市長は、虚偽の申請、その他不正な行為により減免の認定を受けた者に対して当該減免を取り消し、当該取消の前日までの間に減免によりその支払を免れた額を徴収することができる。

- 2 利用者負担額の減免すべき事由が消滅した場合、当該免除の一部又は全部を取り消すことができる。
- 3 前2項の決定により利用者負担額の減免を取り消したときは、申請者に介護保険利用者負担額減免取消通知書により、その旨通知しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(阿東町の編入に伴う特例)

2 阿東町の編入の日の前日までに、編入前の阿東町介護保険料及び利用者負担減免規程(平成12年阿東町規則第25号)の規定によりなされたなされた処分、手続きその他の行為のうち、利用者負担額の減免にかかるものは、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

規則第83条第1項第1号及び第97条第1項第1号に規定する事由がある場合

前年の合計所得金額\ 損害の程度	特例割合（給付率又は支給率）	
	30/100以上50/100未 満	50/100以上
500万円以下	97／100	100／100
500万円を超え750万円以下	95／100	97／100
750万円を超え1,000万円以下	93／100	95／100

損害の程度＝災害等により受けた損害の額（保険金・賠償金等で補填される額を減じた額）／住宅及び家財等の価格

別表第2（第3条関係）

規則第83条第1項第2号から第4号及び第97条第1項第2号から第4号に規定する事由がある場合

前年の合計所得金額\ 所得の減少割合	特例割合（給付率又は支給率）	
	50/100以上70/100未 満	70/100以上
200万円以下	97／100	100／100
200万円を超え300万円以下	95／100	97／100
300万円を超え400万円以下	93／100	95／100

所得の減少割合＝1－（当該年の合計所得金額の見込み額／前年の合計所得金額）